

# 岩見沢市自治体ネットワークセンター条例の一部を改正する条例の概要

## 第1 改正の趣旨

物価高騰の影響等に対応するため、使用料の改定を行う。

## 第2 改正の内容

施設運営コストの上昇分を施設使用料に転嫁するため、別表で定める施設使用料金について改定を行う。

## 第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第21号

岩見沢市自治体ネットワークセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市自治体ネットワークセンター条例の一部を改正する条例

岩見沢市自治体ネットワークセンター条例（平成9年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第19条関係）

種別	区分	一般使用	営利又は営業目的の使用
		1時間につき	1時間につき
研修・AV会議室		2,380円	一般使用の金額の10割増しとする。
小会議室1		920円	
中会議室		2,000円	
マルチメディアホール		6,960円	
控室1		1,360円	
控室2		560円	
通訳ブース		360円	
小会議室2		920円	

備考

- 1時間未満は、1時間として計算する。なお、準備時間及び整理時間は、使用時間に含める。
- 許可された使用時間を超えて引き続き使用する場合（市長が運営に支

障がないと認め、閉館時間を超えない範囲で使用時間の延長を許可した場合に限る。)の使用料は、各区分の使用料とする。

3 11月1日から翌年4月30日までの間は、別表及び前2項により算出して得た額(以下「基本料金」という。)に冬期加算料(当該基本料金の5割の額)を加えた額を使用料とする。ただし、当該期間外においても暖房を使用する場合は、本項の規定を適用する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市自治体ネットワークセンター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。